

1. あなたがたは、あなたがたの神、主の子どもである。死人のために自分の身に傷をつけたり、また額をそり上げたりしてはならない。
2. あなたは、あなたの神、主の聖なる民である。主は、地の面のすべての国々の民のうちから、あなたを選んでご自分の宝の民とされた。
3. あなたは忌みきらうべきものを、いっさい食べてはならない。
4. あなたがたが食べることのできる獣は、牛、羊、やぎ、
5. かもしか、のろじか、野やぎ、くじか、おおじか、野羊。
6. および、ひづめが分かれ、完全に二つに割れているもので、反芻するものは、すべて食べることができる。
7. 反芻するもの、または、ひづめの分かれたもののうち、らくだ、野うさぎ、岩だぬきは、食べてはならない。これらは反芻するが、ひづめが分かれていない。それは、あなたがたには汚れたものである。
8. 豚もそうである。ひづめは分かれているが、反芻しないから、あなたがたには汚れたものである。その肉を食べてはならない。またその死体にも触れてはならない。
9. すべて水の中にいるもののうち、次のものをあなたがたは食べることができる。すべて、ひれとうろこのあるものは食べることができる。
10. ひれとうろこのないものは何も食べてはならない。それは、あなたがたには汚れたものである。
11. すべて、きよい鳥は食べることができる。
12. 食べてならないものは、はげわし、はげたか、黒はげたか、
13. 黒とび、はやぶさ、とびの類、
14. 鳥の類全部、
15. だちょう、よたか、かもめ、たかの類、
16. ふくろう、みみずく、白ふくろう、
17. ペリカン、野がん、う、
18. こうのとりの類、さぎの類、やつがしら、こうもり。
19. 羽があつて群生するものは、すべてあなたがたには汚れたものである。
20. 羽のあるきよいものはどれも食べることができる。
21. あなたがたは自然に死んだものを、いっさい食べてはならない。あなたの町囲みのうちにいる在留異国人にそれを与えて、彼がそれを食べるのはよい。あるいは、外国人に売ちなさい。あなたは、あなたの神、主の聖なる民である。子やぎをその母の乳で煮てはならない。
22. あなたが種を蒔いて、畑から得るすべての収穫の十分の一を必ず毎年ささげなければならない。
23. 主が御名を住まわせるために選ぶ場所、あなたの神、主の前で、あなたの穀物や新しいぶどう酒や油の十分の一と、それに牛や羊の初子を食べなさい。あなたが、いつも、あなたの神、主を恐れることを学ぶために。
24. もし、道のりがあまりに遠すぎ、持って行くことができないなら、もし、あなたの神、主が御名を置くために選ぶ場所が遠く離れているなら、あなたの神、主があなたを祝福される場合、
25. あなたはそれを金に換え、その金を手に結びつけ、あなたの神、主の選ぶ場所に行きなさい。
26. あなたは、そこでその金をすべてあなたの望むもの、牛、羊、ぶどう酒、強い酒、また何であれ、あなたの願うものに換えなさい。あなたの神、主の前で食べ、あなたの家族とともに喜びなさい。

27. あなたの町囲みのうちにいるレビ人をないがしろにしてはならない。彼には、あなたのうちにあつて相続地の割り当てがないからである。
28. 三年の終わりごとに、その年の収穫の十分の一を全部持ち出し、あなたの町囲みのうちに置いておかなければならない。
29. あなたのうちにあつて相続地の割り当てのないレビ人や、あなたの町囲みのうちにいる在留異国人や、みなしごや、やもめは来て、食べ、満ち足りるであろう。あなたの神、主が、あなたのすべての手のわざを祝福してくださるためである。

説教

申命記 14 章は、イスラエルの民の日々の生活についての教えです。

彼らはこれからカナンで異教の国々に取り囲まれながら生活しますが、その際、偶像崇拜や悪習に巻き込まれぬよう注意しなければなりません。そうして、神の民として神の栄光をあらわして生きます。それで、こう言われます。「あなたがたは、あなたがたの神、主の子どもである。」(1) こうも言われます。「あなたは、あなたの神、主の聖なる民である。主は、地の面のすべての国々の民のうちから、あなたを選んでご自分の宝の民とされた。」(2) 神は、イスラエルの民を特別に愛し、この世から「選んでご自分の宝の民とされ」ました。それで、神の民は神の民らしく生きるのです。

それでは、神の民らしく生きるとは、具体的にはどのように生きることを言うのでしょうか。

まず、こう教えられます。「死人のために自分の身に傷をつけたり、また額をそり上げたりしてはならない。」(1) 「自分の身に傷をつけたり、また額をそり上げたり」するのは、古代の近東で一般的に行われていた服喪の儀式でした。今でも、例えばニューギニアでは、喪に服する人、特に女性は、一つの指の一つの関節あるいは二本以上の指の関節を切除します。このような習慣を神はここで禁じているのです。なぜならイスラエルは「主の子ども」であり、「神、主の聖なる民」だからです。からだは神が造られました。いのちもからだも神のものであります。それなのに、それを勝手に傷つけることは許されません。むしろ神が生かしてくださっているこのいのちとからだを大切にしなければなりません。イスラエルは「主の子ども」です。「神、主の聖なる民」です。神がせつかく与えてくださったいのちとからだを大切にすること、続く 3 節以降では食生活について教えられます。

「あなたは忌みきらうべきものを、いっさい食べてはならない。」こう言われて、食用の動物とそうでない動物とが分類されます。これによると、「牛、羊、やぎ、かもしか…」といった「ひづめが分かれ、完全に二つに割れているもので、反芻するもの」は食用に分類されます。その際には、「ひづめが分かれている」と「反芻する」の両方の条件を満たすことが必要で、どちらか片方だけでは食用にはなりません。例えば、豚は「ひづめは分かれているが、反芻しない」ため、「汚れたもの」として、食べることも死体に触れることも許されませんでした。「水の中にあるもの」では、「ひれとうろこのあるもの」は食べるものが許されますが、そうでないものは「汚れたもの」として食べられません(9-10)。このため、残念ながら鰻井は食べられないこととなります。「鳥」は、「はげわし、はげたか、黒はげたか…」といった「羽があつて群生するもの」は「汚れたもの」として食べるものが許されません(11-20)。「羽のあるきよいもの」(20)は、いなごのような昆虫のことですが、これは食べてもよい食用とされました。こうした分類には、必ずしも正確でないと思われる部分がありますが、聖書ではここにしか登

場しない動物もあり、それぞれの動物を指す用語が果たして今日我々の知る動物と一致するのかという問題があるので、その辺はよく理解しなければなりません。

どうして「ひづめ」と「反芻」が規準になるのかと言えば、おそらく衛生的な問題と異教の習俗との関わりがあると思われます。肉食の猛禽類や雑食の豚が食用に適さないと判断されているのは、おそらく衛生的な理由によると思われます。勿論、これらはきちんと管理して料理すれば食べられないことはないのですが、当時としては食べない方がより安全で無難であったろうことは理解できます。

異教との関わりで言えば、例えば蛇は、古代近東一帯で豊穡の女神に対して聖なるものとされました。鰻や穴子などは蛇に似ているため食べることを禁じられたのかも知れません。豚と猪は聖なる動物としてウガリット神話に出てきます。墓や棺に隠れる「こうもり」は、迷信により、神秘的なものと思われました。それで、これらの動物を食べることは、異教の偶像崇拜と関わっているという誤解を与えるため、禁じられているのでしょう。

このように、衛生的な理由で、あるいは異教との関わりで、イスラエルの民は、より良い物を選択して食べるよう教えられます。まさしく「食べるにも、飲むにも、ただ神の栄光のためにしなさい」（Iコリト 10:31）と後に使徒パウロが教えた通り、より健康に、あるいは神と人の前により健全に食生活を送るよう、彼らは教えられているのです。

21 節では、これら食用に適するとされた動物であっても、「自然に死んだもの」については「いっさい食べてはならない」と命じられます。これは、どのようにして死んだかわからず、疫病で死んだかも知れないので、衛生上の理由から「いっさい食べてはならない」と禁じられているのだと思われます。「在留異国人」「外国人」が食べることは許されるものの、イスラエルには許されないのは、あくまで彼らが「主の聖なる民」だからです(21)。

同じ 21 節の後半では、「子やぎをその母の乳で煮てはならない」と命じられます。ウガリットの詩には「子やぎを乳で、小羊を乳脂で料理せよ」というカナン人の宗教儀式を描写することばが記されています。それとは区別するため、「主の聖なる民」イスラエルにはこれが禁じられます。このため、今日に至るまで、これを根拠として、多くのユダヤ人が肉と乳製品を分離して料理しました。

22 節からは「十分の一」のささげ物について教えられます。「あなたが種を蒔いて、畑から得るすべての収穫の十分の一を必ず毎年ささげなければならない。」(22) 一見これまでの教えと何の関係も無いように見えますが、実は大ありです。これまで、「主の子ども」「主の聖なる民」は異教の偶像崇拜や悪習に巻き込まれないよう生活すべきであるとの教えを見てきました。実は、「十分の一」のささげ物もまたこれと深く関わります。なぜなら、「十分の一」のささげ物は、誰が自分の生活を全面的に支えてくださっているのかを、神と人の前に公にして告白する礼拝行為であるからです。種を蒔いて自分が労したすべての収穫（収入）はただひとえに神がくださった恵みであることを心から感謝して神にささげるのが「十分の一」（あるいは「初子」）です。それで、「主が御名を住まわせるために選ぶ場所」にわざわざ行って、そこで「十分の一」をささげるよう命じられます。そして、「十分の一」を神にささげることで、「私に与えてくださったすべての収穫（収入）はあなたがくださったものです。それを信仰により認め、心からあなたの恵みに感謝して、信仰の父アブラハムに倣い、律法の規準に従って、あなたにその十分の一をささげます。」そう告白して神に栄光を帰し、神の栄光をあらわすのです。反対に、そうしなければ、神にささげるべき「十分の一」を別の異教の「神々」に貢いでいる（？）のと何ら変わらないこととなります。

ちなみに、前の 21 節の「子やぎをその母の乳で煮てはならない」との命令は出エジプト 23 : 19 と 34 : 26 にも出てきますが、いずれも、「あなたの土地の初穂の最上のものを、あなたの神、主の家に持って来なければならない」との教えとセットで登場するのは偶然ではありません。先に説明した通り、「子やぎをその母の乳で煮る」ことは収穫の際カナン人が豊穡の女神に感謝する儀式でした。カナン人は、自分たちの収穫感謝として、「十分の一」「初

子」となる「子やぎをその母の乳で煮る」ことで、彼らの豊穡の神に栄光を帰して礼拝するのです。しかし、イスラエルは「主の聖なる民」です(21)。豊穡の女神に栄光を帰してはなりません。彼らの収穫の感謝は、彼らの神、主にささげなければなりません。彼らの収穫の「十分の一」を主にささげて、彼らの神、主に栄光を帰さなければなりません。そうして、「毎年」神の栄光をあらわすのです。

27節では「あなたの町囲みのうちにいるレビ人をないがしろにしてはならない」と教えられます。「彼には、あなたのうちにあつて相続地の割り当てがないからである」と理由が述べられています。神の働きをするレビ人は、人々が神にささげた献金で生活するので、他の部族のように「相続地」がありません。それで、「レビ人をないがしろにしてはならない」と教えられます。12章でもそうでしたが、神に「十分の一」をささげる際の教えとして、セットで教えられるのです。

28節には、毎年の「十分の一」に加えて、「三年の終わりごとに」ささげる「十分の一」が教えられます。これまでに見ない新しい内容です。これは、「レビ人」に加えて、「在留異国人、みなしご、やもめ」といった身寄りのない貧しい人に支給される分となります。こうして人々が、「毎年」、そして「三年の終わりごとに」、神に忠実にささげる「十分の一」により、「レビ人」さらには「在留異国人、みなしご、やもめ」たちは、「食べて、満ち足りるであろう」と言われます。そして、神に教えられた通り、忠実に「十分の一」をささげることで、神は「あなたのすべての手のわざを祝福してくださる」のです。

私たちは神の民です。「主の子ども」、「主の聖なる民」です。神の民らしく生き、神の栄光をあらわして生活をしましょう。